

クリーンスポーツに参加する みんなの権利



アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言
Athletes' Anti-Doping Rights Act

スポーツはルールがあって成り立つもの

スポーツには、ルールという制限がある。

制限の中から生まれる美 - 『「ルール」という制限を設けないと、考えて努力するスポーツの醍醐味から外れてしまうアスリートが出てきてしまうかもしれない。ルールがあるからこそ、競技の本質を追求する楽しさに触れることができ、ライバルとの真剣勝負に面白さを感じられる』(室伏広治氏)



同じルールを守る仲間だという意識から、お互いにリスペクトし競い合う。

スポーツで最大限の努力をして自分の持つ可能性を追い求め競技に臨み、勝ち負けを越えた<何か>を得る。

いつの時代も同じように、ルールという一定条件をスポーツに関わる人みんなが受け入れ、スポーツを通じた豊かな経験から育まれる価値観を大切にしています。

スポーツの無限の可能性、スポーツを通して広がる人としての無限の可能性。

制限＝ルールの中から、スポーツの美しさが生まれる

ドーピングとは？

スポーツは、一定ルールのもと、競技をする・見る・応援する・支える全ての人々がフェア（公平・公正）であることで成り立ちます。

このフェアな状態を壊してしまう行為の一つが、ドーピングです。ドーピングとは、禁止されている薬を意図的に使い競技力を高めることだけを指すのではありません。禁止物質を「所持」したり、不正に「取引」したり、それらを「隠すこと」、人に「強要」すること、検査を「拒否」することなども、違反行為に含まれます。

ドーピングは、たくさんの人の信頼と、自分自身の努力を裏切るのみならず、仲間やライバル自身の真なるチカラを発揮する機会や場を奪ってしまう、あってはならない行為です。

さらに、ドーピングはスポーツをスポーツとして成り立たせることを妨げ、スポーツが社会や未来にもたらす良い影響さえも壊してしまいます。



アンチ・ドーピングとは？

アンチ・ドーピングとは、スポーツの根幹にある価値とスポーツの社会的な意義を守ることが目的です。

アンチ・ドーピングへの取り組みを通して、クリーンスポーツに参加するアスリートの権利と健康を守ると共に、ドーピングのないクリーンでフェアなスポーツの環境を創ることを目指しています。

すべての人のフェアネスを支え、より良い社会の実現のために。

スポーツに関わる私たち全員が、アンチ・ドーピングについて理解し行動する主体者であり、自分たちの手でスポーツを創り、クリーンでフェアなスポーツの未来を育む担い手なのです！



「アスリート Act (アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言)」とは？

「クリーンスポーツに参加する権利とは何か？」

「アスリートがドーピングから自分自身を守り、仲間を守り、未来のスポーツの発展のために、どのような権利を持っているのか？」

「それらの権利のために理解・行動すべきルールとは何か？」

アスリートのそうした声によって、このアスリート Act は生まれました。

意図的にドーピングを行う人や隠そうとする人たちから受ける不当な扱いや不利益、望まないドーピングで自分の健康を害するなどは、あってはならないことです。またドーピングを行っていないのに、不当に制裁を課されることもあってはなりません。

私たちは、こうした権利と、自らクリーンスポーツ環境を創ることを働きかける権利がある、ということをもとめたのがアスリート Act です。

アスリート Act を読みやすく解説したのが、この『クリーンスポーツに参加するみんなの権利』リーフレット。

自分のクリーンスポーツにおける適切な判断に迷ったとき、困ったことがあったときはいつでも読み返して、自分や仲間、大切な人、そしてスポーツを守るために活用してください。

全世界・全スポーツ統一のアンチ・ドーピングのルールを理解しや権利を活用する方法を身に付け、私たち一人一人がスポーツの価値を守り、スポーツの未来を育んでいきましょう。



このリーフレットの見方

全世界・全スポーツ統一のルール「世界アンチ・ドーピング規程 (Code)」と8つの「国際基準」の各所にちりばめられている
アスリートがアンチ・ドーピングにおいて有する権利を、一つの文書にまとめたアスリート Act。
このリーフレットでは、アスリート Act の内容を、イラスト付きでわかりやすく解説しています。

②本文の要約

Act に記載している内容を、わかりやすくかみ砕いた文章です。Act 原文は、P24 に掲載しています

④Code & 国際基準

Act に記載されている内容の元になっている、世界アンチ・ドーピング規程 (Code) と国際基準の条項を掲載しています

⑤解説・補足

困ったときはどうすれば良いかなど、自分の行動に活かせる役立つ情報が載っています

健康第一! 治療に必要な薬が禁止されているときは、申請できる

3.0 治療及び健康上の権利の保護 (その②)

アスリートは、病気やケガを治すためにルールで禁止されている薬や方法を使うことがどうしても必要なときは、自分の所属するアンチ・ドーピング機関* に申請できます。
期限など定められた上で特別に認めてもらえる権利があります。

Code 4.4

健康第一のためのプロセス!

- ① まずは薬が禁止されているかチェック! → Global DRO
- ② 事前に申請? 「競技レベル」は? → 国際 or 国内*
- ③ 何を準備する? → TUE 申請書: 担当の医師と書類作成
- ④ どこに申請書を送る? → JADA or IF*
⇒ 詳しくは、「治療使用特例 (TUE)」をチェック! → P26

*TUEの事前申請が必要か、どこに申請するかは、自身の競技レベルで変わる
国際レベルアスリート=自身のIFへ
国内レベルアスリート=国内アンチ・ドーピング機関 (JADA) へ

11

①タイトル

Actのそれぞれの条項について、一言で説明しています

③イラスト

楽しく・わかりやすく・覚えやすいイラストで、該当するActの内容がわかります

「アスリート Act (アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言)」

目次



第1部 権利

条項

1.0 機会の平等	P08
2.0 公平かつ公正な検査プログラム	P09
3.0 治療及び健康上の権利の保護 (その①)	P10
3.0 治療及び健康上の権利の保護 (その②)	P11
4.0 正義に対する権利	P12
5.0 説明責任を果たさせる権利	P13
6.0 内部告発者の権利	P14
7.0 教育に対する権利	P15
8.0 データ保護に対する権利	P16
9.0 損害賠償に対する権利	P17
10.0 要保護者の権利	P18
11.0 検体採取セッション中の権利	P19

12.0 B検体の分析に対する権利	P20
13.0 影響を受けない、他の権利及び自由	P21
14.0 適用及び地位	P21

第2部 推奨されるアスリートの権利

15.0 腐敗のないアンチ・ドーピング体制に対する権利	P21
16.0 ガバナンス及び意思決定に参加する権利	P21
17.0 法的支援に対する権利	P21
アスリート Act 原文 「アンチ・ドーピングにおける権利宣言」	P22

みんなの可能性を広げる、フェアなスポーツの環境が守られている

1.0 機会の平等

アスリートは、ルールを無視した意図的なドーピング行為が行われることがない、クリーンでフェアな環境で平等に競い合う権利を持ちます。

競技会だけでなく練習など全ての場面で、競技会に参加する他のアスリートのみならず、周囲のスタッフやアンチ・ドーピング機関などによる違反行為から守られる権利を、アスリートは持っています。



スポーツは、ルールがありフェアであることで成り立つもの。アスリートがスポーツを通して自分の可能性を広げ、最大限の努力をし、自身のチカラを発揮できるのは、権利によって守られているからなんだ。



ドーピング検査は、国際基準で公平・公正に行われる

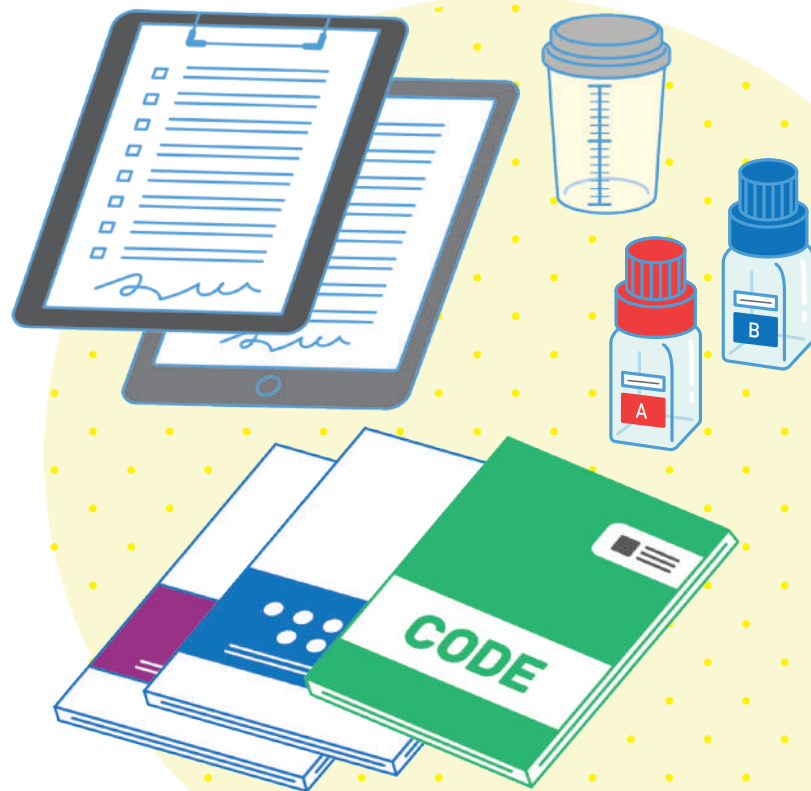
2.0 公平かつ公正な検査プログラム

ドーピング・コントロール（検査の一連のプロセス）は世界共通のルールで行われています。アスリートは、国、地域、競技、障がいの有無関係なく、透明性の高い検査を受ける権利があります。



\ Act のページにジャンプ! /

検査プログラムの中で守られる権利は、
「4.0 正義に対する権利」→P12
「11.0 検体採取セッション中の権利」→P19
で説明されているよ。
検査の間、検査員（DCO）に質問したり、通訳や同伴者も連れていけるよ！

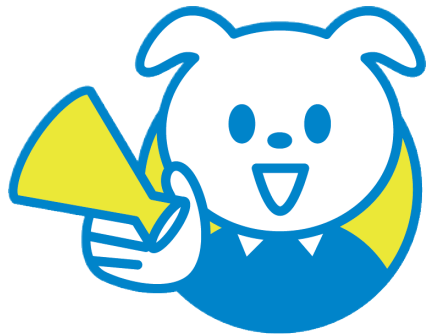


アスリートの心身の健康は、守られている

3.0 治療及び健康上の権利の保護（その①）

アスリートは、誰かにドーピング行為を強いられて、心と身体の健康を損なうことがないよう権利で守られています。

＼アクションしてみよう！



もしも周りの人からドーピング行為をするようプレッシャーを受けたり、隠したり、禁止物質を渡すことなどを求められたら、はっきりNO!と言おう。

▶ドーピング通報窓口にも相談できるよ！
→P26



健康第一！治療に必要な薬が禁止されているときは、申請できる

3.0 治療及び健康上の権利の保護（その②）

アスリートは、病気やケガを治すためにルールで禁止されている薬や方法を使うことがどうしても必要なときは、自分の所属するアンチ・ドーピング機関* に申請できます。

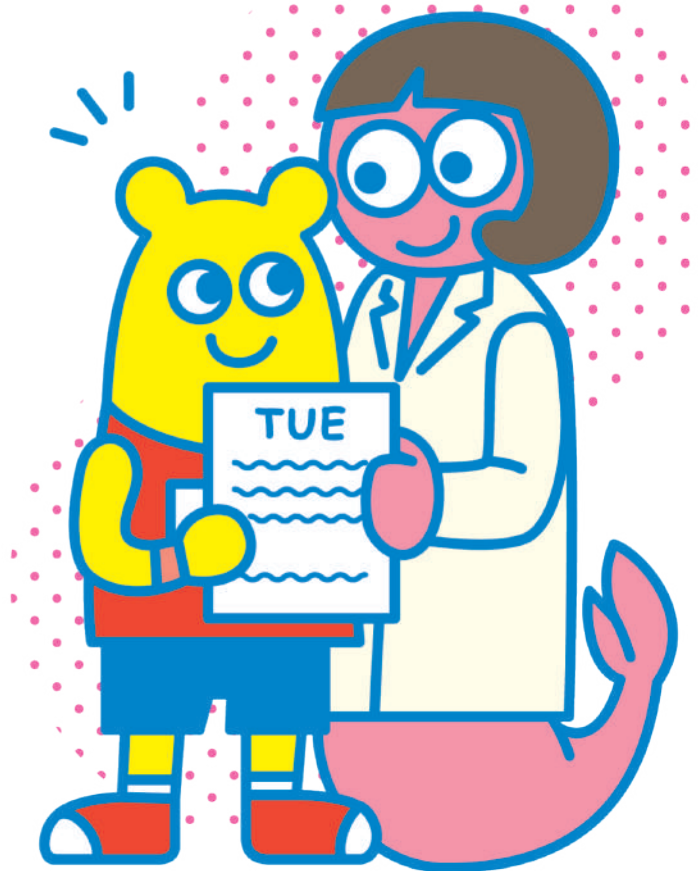
期限など定められた上で特別に認められる権利があります。

Code 4.4

＼健康第一のためのプロセス！／

- ①まずは薬が禁止されているかチェック！→ Global DRO
 - ②事前に申請？「アスリート・カテゴリー」は？→ 国際 or 国内*
 - ③何を準備する？→ TUE 申請書：担当の医師と書類作成
 - ④どこに申請書を送る？→ JADA or IF*
- ⇒詳しくは、「治療使用特例（TUE）」をチェック！→P26

*TUEの事前申請が必要か、どこに申請するかは、自身のアスリート・カテゴリーで変わる
国際レベルアスリート＝自身のIFへ
国内レベルアスリート＝国内アンチ・ドーピング機関（JADA）へ



ルール違反を疑われたときでも、 公平・公正にジャッジされることを求める権利がある

4.0 正義に対する権利

アスリートが違反を疑われたとき、公正・公平な聴聞会に参加し意見を言う権利があります。

聴聞会では、自分が違反を疑われている内容への主張や、自分が疑われていることの説明を聞くこと、書面による制裁の理由を受け取る権利があります。

聴聞パネルの決定とその説明や理由に納得できない場合は、不服申し立てをする権利があります。 Code 8, Code 13



「聴聞会」は、違反が疑われたアスリートや関係者が自分の意見を述べ、独立して判断してくれる人たち（聴聞パネル）がいる場だよ。

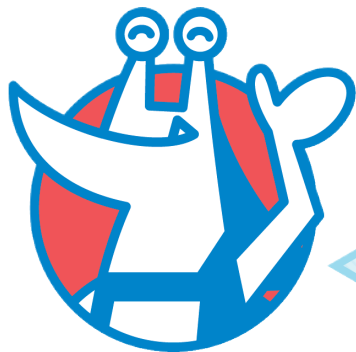
突然「あなたは規則違反の疑いがあります」と言われたら焦ってしまうよね。でも、自分がとった行動や判断を、証拠を提示して説明することもルールを守るうえでは必要なこと。安心して自信を持って伝えよう！



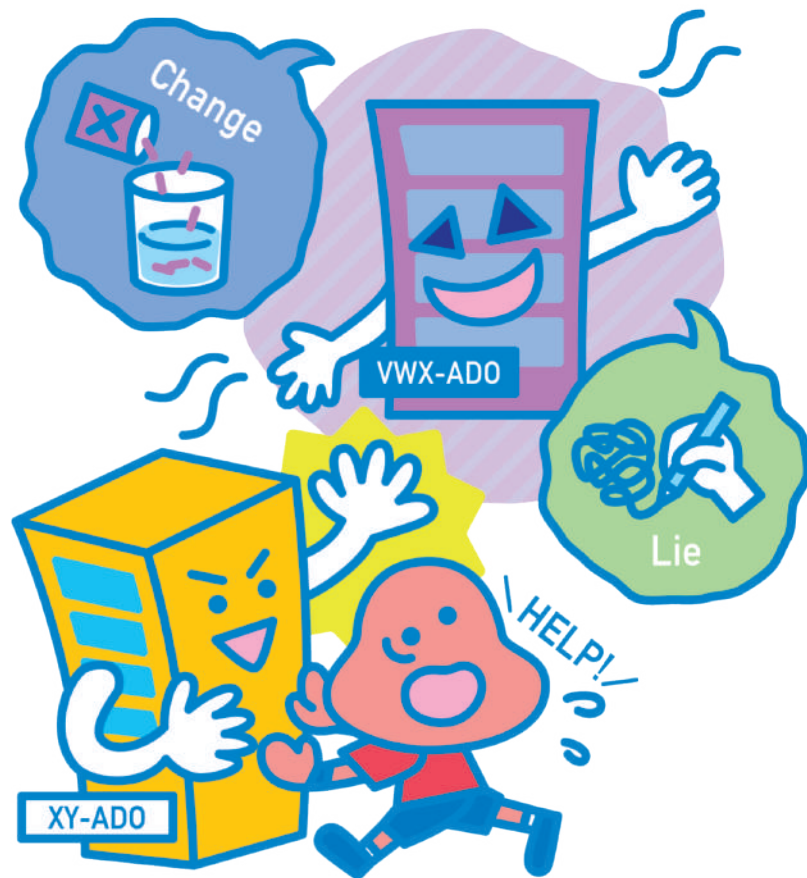
アンチ・ドーピング機関に疑問を持ったときは、きちんと主張しよう

5.0 説明責任を果たさせる権利

アスリートは、自分が属するアンチ・ドーピング機関 (IFやJADA) にコンプライアンスの問題があるのでは？と疑念を抱いたら、自身の名前を明かさずに通報して説明や改善を求めることができます。



クリーンでフェアなスポーツを守ることは、アンチ・ドーピング機関だけでなく、スポーツに関わっているみんなで行い・働きかけていくことなんだ。何かおかしいな、と思ったら、立場は関係なく指摘し合い、みんなでスポーツの価値を守り・創っていきこう。



ドーピングを通報しても、君は必ず守られる

6.0 内部告発者の権利

アスリートは、見・聞き・知り得たドーピングの行為を、いつでも・安全に通報できます。

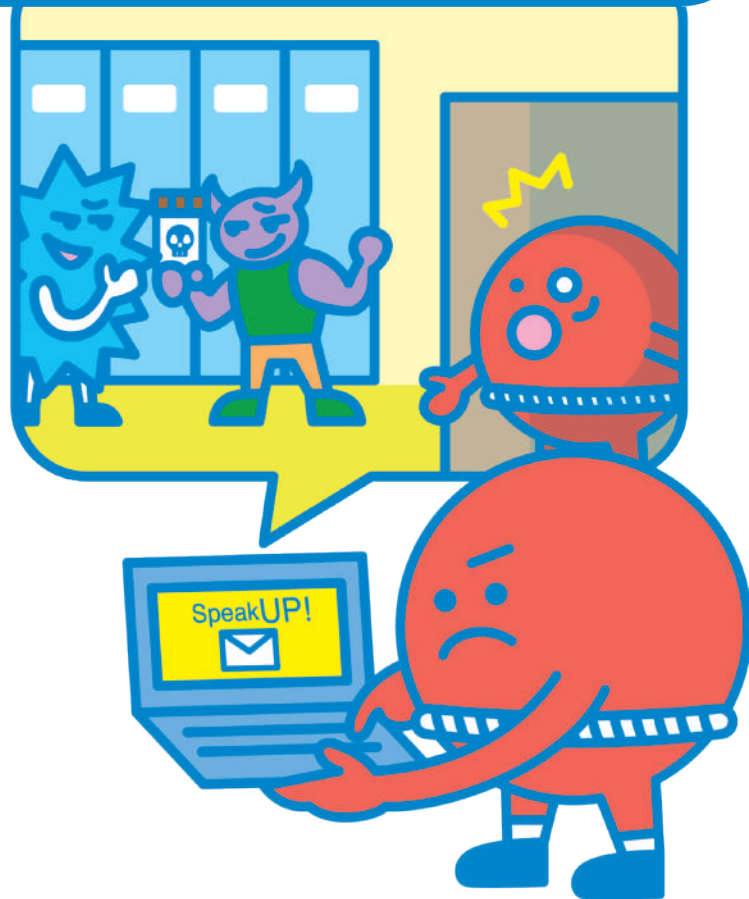
また、通報しないように脅されたり、通報したことで仕返しされないことも、権利で守られています。

Code 2.11

＼知っておこう！／

自分の意志で誠実に通報する人を邪魔、脅迫したり、不利益を生じさせることは、アンチ・ドーピング規則で禁止されています (Code 2.11)。

あなたが、勇気を持って行うスポーツの価値を守るアクションは、権利としてルールで守られています。
規則違反の確認やドーピング行為を見つけたときやウワサを聞いたときの連絡先 →P26



自分を・仲間を・大切なスポーツを守り育むため、学ぼう

7.0 教育に対する権利

アスリートは、アンチ・ドーピング教育とスポーツの価値教育を受けたり、最新で正しい情報を得た上でアスリート生活を送る権利があります。

Code 18

＼知識と心が大切！／

スポーツに関わる人がみんなドーピングに立ち向かうための正しい知識と、その心を持てば、きっとスポーツはもっと良くなっていく！

自分のアクションが、誰にとってもクリーンでフェアとなるように、自分から積極的に最新情報を得て、自分の納得のいく判断、行動をしよう。そして周りの人にも、誇りを持ってスポーツの価値を伝えられるアスリートになろう。スポーツの未来はみんなの手の中に！！



プライバシーは、しっかり守られる

8.0 データ保護に対する権利

アスリートの個人情報は、安全に管理されるよう権利で守られています。

アスリートはアンチ・ドーピング機関に、自分の個人情報がどのように使われたのか説明させること、またその情報がアンチ・ドーピング活動のために不要となったときには、削除することを求めることができます。 Code 5.5, Code 14.6



＼ 知っておこう！ /

『プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準』に基づいて、アンチ・ドーピング機関はアンチ・ドーピング活動のためだけに個人情報を収集・保管・開示などするよ。
集められた情報は、全部の保持期間が決まっているよ → P26



ドーピングで受けた損害は、償わせることができる

9.0 損害賠償に対する権利

アンチ・ドーピング機構は、制裁を受けたアスリートから賞金を可能な限り回収して、その賞金を真なる順位となったアスリートにできる限り振り分ける努力をします。

クリーンアスリートは、ドーピング違反者によって損害を受けたとき、法律に従いその損害賠償^{そんがいばいしょう}を請求できます。

Code 10.11



法律を違反することで誰かに損害を与えたときに、その埋め合わせをお金で償うことを「損害賠償」と言うんだ。損害賠償請求(裁判)は自分で行う必要があるよ。



サポートが必要な人は、ルールで守られている

10.0 要保護者の権利

「要保護者*」にあてはまるアスリートがドーピング行為をした場合、制裁の厳しさに対する柔軟な対応がされます。

「要保護者」のアスリートによる規則違反の事実や制裁期間について、ウェブサイト等で公式発表されることは原則ありません。

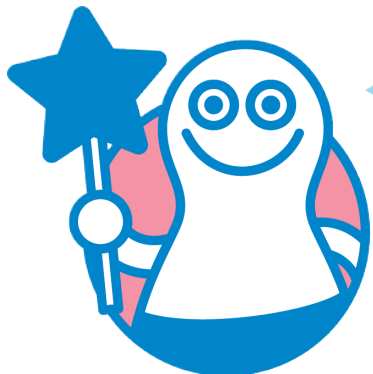
Code 14.3.7

＼ Web サイトも見てみよう！

自分で手続きをするのが難しいアスリートなどは、きちんとサポートがされ、情報についても適切な配慮がされるよ。
要保護者にどんな人が当てはまる？ →P26

*「要保護者」とはいずれかに該当するアスリート

- ・16歳未満
- ・18歳未満、かつRTPでなく、資格制限のない国際競技大会で競技したことがない者
- ・年齢以外の理由により、適用される国内法で行為能力を欠くとされている者



ドーピング検査を受けるときにできる、アスリートのアクション

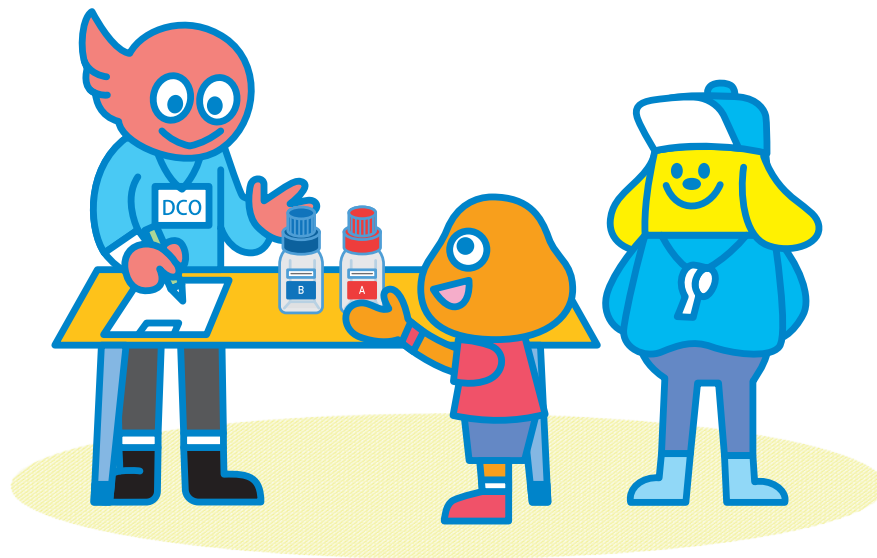
11.0 検体採取セッション中の権利

アスリートは、ドーピング検査の通告を受けたときから、DCO に色々と聞いたり、説明を求めたりできます。

できること

- 検査員（DCO）の人物確認すること
- 検査の内容について詳しく知るために、質問すること
- 検査をする機関について知ること
- 検査の内容や検査にあたって守るべきルールを知ること
- 水分補給（ただし、飲み過ぎには注意！）
- 検査に対応するとき、同伴者を連れてくること
- 正当な理由を伝え、検査の対応を遅らせること
- 自分の権利と責任について知ること
- 検査の中で気になることや不安を文章で残しておくこと
- 検査に関する書類を受け取ること

Code 2.1.2, Code 6.7, Code 7.2



検査は国際ルールで公正・公平に行われて、アスリートは様々な権利で守られているよ。ドーピング検査を通して自分がクリーンであることを証明して、クリーンでフェアなスポーツに参加する権利を自分で守ろう！



📖 ドーピング検査の手順をマンガでチェック！→P26

違反が疑われても、分析を求めることができる

12.0 B検体の分析に対する権利

ドーピング検査では、自分の尿検体を自分で A 検体と B 検体の二つのボトルに分けます。

分析の結果、A 検体から禁止物質が検出されて違反が疑われたときは、一時的にすべてのスポーツ活動ができなくなりますが、B 検体の分析を自身で求めることができます。

B 検体の分析後、A 検体の結果とならずドーピングの疑いがなくなったら、競技に戻ることができます。 [Code 7.2](#), [Code 7.4.5](#)



自分のクリーンさは、自分で証明！
違反が疑われたら B 検体の分析を求めて、アスリートが自分の検体から出てきた結果を受け入れられるプロセスがあるよ。



13.0 影響を受けない、他の権利及び自由

Act に書かれている権利だけが、アスリートのアンチ・ドーピングの権利や自由ではありません。

14.0 適用及び地位

Code や国際基準が、アスリートの権利の基盤。Act の内容によってアスリートの権利の地位は変わりません。



推奨されるアスリートの権利

アンチ・ドーピング活動をより効果的に推進し、スポーツのインテグリティを守り、アスリートの権利をさらに守るため、アスリートは次の3つに関して、アンチ・ドーピング機関に求めていくことができます。

15.0 腐敗のないアンチ・ドーピング体制に対する権利

アスリートがドーピングに関わる不正や腐敗した環境に悩まされることなく、トレーニングや競技会に参加できるようにすること。

16.0 ガバナンス及び意思決定に参加する権利

アンチ・ドーピングのルールをより良くすること、決め事に対して、アスリートが意見を求められるようにすること。

17.0 法的支援に対する権利

アスリートがドーピングを疑われた後のプロセスで、法律の専門家からのサポートを活用できるようにすること。

クリーンスポーツは、まさに「アスリートのためのアスリートによる」ものだね！

アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言

<https://www.wada-ama.org/en/resources/anti-doping-community/athletes-anti-doping-rights-act> (英語原文)
<https://www.playtruejapan.org/code/provision/2021codeis.html> (日本語訳)

目的

アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利が明確に規定され、それを容易に行使することができ、普遍的に適用されることを確保すること。

前文

世界アンチ・ドーピング規程（世界規程）及び世界アンチ・ドーピング・プログラムの目的のひとつには、ドーピングのないスポーツに参加するアスリートの基本的権利を保護し、それにより、世界中のアスリートの健康、公正及び平等な機会を促進し、保護することである。

アスリートが権利を有すること、アスリートがこれらの権利について認識し、これらの権利を行使することができることを確保することは、クリーンスポーツの成功のためには必要不可欠のものである。アスリートの権利は、世界規程及び国際基準の全体にわたり存在している。

本権利宣言は、世界中のアスリートと広範囲にわたる協議を経て起草されたものであり、アスリートが自己について特に重要と考えた権利について記述するものである。本権利宣言は、アスリートのすべての権利について明示的にするものではない。しかし、本権利宣言は法的文書ではなく、アンチ・ドーピングに関するアスリートの法的権利は、本

権利宣言においてどのように規定されているかにかかわらず、世界規程及び国際基準に規定される権利に限られる。解釈に違いがある場合には、あらゆる場合において世界規程及び国際基準の規定が優先する。

本権利宣言は、WADA アスリート委員会の推奨に基づき、WADA 常任理事会により承認された。本権利宣言は、WADA アスリート委員会から WADA 常任理事会に対する推奨に基づき、変更することができる。

本権利宣言は 2 部構成である。第 1 部は、世界規程及び国際基準にもみられる権利を規定する。第 2 部は、推奨されるアスリートの権利を規定する。これらの権利は世界規程又は国際基準にはみられないが、ベスト・プラクティスのためにアンチ・ドーピング機関が採択するようにアスリートが推奨する権利である。

第 1 部 権利

本権利宣言の第 1 部に規定される権利は、アスリートが、世界規程及び国際基準に基づき有する権利である。

1.0 機会の平等

アスリートは、ドーピングを行う他のアスリート、又はそ

の他の点でアンチ・ドーピングの規則及び要件に違反するサポートスタッフ、その他の人若しくはアンチ・ドーピング機関が参加しない、トレーニング及び競技会の両方において、最高のレベルで競技するためのスポーツの追求において平等な機会を与えられる権利を有する。(世界規程、国際基準)

2.0 公平かつ公正な検査プログラム

アスリートは、すべての国におけるアスリートが世界規程及び国際基準を遵守して検査されることを確保する方法で実施される、公平かつ公正な検査プログラムに対する権利を有する。(世界規程、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」)

3.0 治療及び健康上の権利の保護

アスリートは、ドーピングを通して、身体的又は精神的にも、自己の健康を害する圧力を受けない権利を有する。

アスリートは、世界規程及び「治療使用特例に関する国際基準」に従い、(禁止物質又は禁止方法の使用が必要な病状にあるアスリートがこれを使用することを認める) 治療使用特例を取得する権利を有する。(世界規程第 4.4 項)

4.0 正義に対する権利

アスリートは、聴聞を受ける機会、公正・公平で運営上の独立性のある聴聞パネルにより合理的な期間内に公正な聴聞を受け、決定理由に関する説明を含む適時かつ理由付きの決定を受ける権利を含む、正義に対する権利を有する。

不服申立てにおいて、アスリートは、公正・公平で運営上の独立性及び組織的な独立性のある聴聞パネルによる聴聞を受ける権利、アスリートの自己の費用負担において代理人を立てる権利、及び適時に書面による理由付きの決定を受ける権利を有する。(世界規程第8条及び第13条、「結果管理に関する国際基準」)

5.0 説明責任を果たさせる権利

アスリートは、自己に対し管轄権を有するアンチ・ドーピング機関が、適用されるコンプライアンス体制を通してその作為又は不作為について責任を負うことを求める権利を有し、したがってアスリートは、存在すると自らが考えるコンプライアンスの問題を、関連する人員又はアンチ・ドーピング機関に対し通報する権能を有するものとする。(世界規程、「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」)

6.0 内部告発者の権利

アスリートは、アスリート、サポートスタッフその他の人によるドーピング行為の可能性、又はアンチ・ドーピング

機関によるいかなる不遵守を通報するための匿名又は秘密の仕組みを利用できる権利を有する。

アスリートは、内部告発用の仕組みを通してアンチ・ドーピング規則違反又は不遵守の可能性について通報する権利、及びアスリートによる誠実な通報を妨げるような脅迫又は威嚇を受けない権利を有し、このような証拠又は情報を誠実に提供したことをもって報復を受けない権利を有する。(世界規程第2.11項)

7.0 教育に対する権利

アスリートは、アンチ・ドーピング機関から、アンチ・ドーピング教育及び情報を受ける権利を有する。(世界規程第18条、「教育に関する国際基準」)

8.0 データ保護に対する権利

アスリートは、自己の個人情報を収集し、使用し、共有するアンチ・ドーピング機関から、その処理について情報提供を受け、その写しを入手し、当該個人情報がもはやアンチ・ドーピングの目的を果たさなくなった場合にはこれを削除するよう要求する権利を含む、自己の個人情報が公正・適法かつ安全に取り扱われる権利を有する。(世界規程第5.5項及び第14.6項、並びに「プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準」)

9.0 損害賠償に対する権利

アスリートは、アンチ・ドーピング規則違反によりアスリートに損害を与えた他のアスリート又はその他の人に対し損害賠償を請求する権利を有する。損害賠償の請求は、世界規程の枠外において、自己の国における法令に従い行われるものとする。(世界規程第10.10項の解説)

制裁措置の対象となったアスリートからアンチ・ドーピング機関が回収した賞金は、アンチ・ドーピング機関の合理的な努力に基づき、賞金を剥奪されたアスリートが競技しなかったならば当該賞金についての権利を取得していたであろうアスリートに再分配される。(世界規程第10.11項)

10.0 要保護者の権利

世界規程において要保護者として定義されるアスリートは、自己の過誤の評価を含め、自己の年齢又は行為能力が不十分であることを理由として更なる保護を受けるものとし、強制的な一般開示は要請されないものとする。(世界規程第14.3.7項)

11.0 検体採取セッション中の権利

アスリートは、検体採取セッションの対象となっている場合には、ドーピング・コントロール・オフィサーの身分証明書を確認する権利、検体採取手続について追加的な情報を要求する権利、検体採取が行われる管轄機関、検体採取の種類、及び検体採取に先立ち遵守することが必要とされ

る条件について知らされる権利、水分補給をする権利（但し、分析のための適切な比重の要件を充足しない検体を提供した場合を除く。）、同伴者を帯同する権利、正当な理由に基づきドーピング・コントロール・ステーションに遅れて出頭する権利、自己の権利及び責任について知らされる権利、手続に関する懸念を記載する権利、並びに検体採取セッションの記録の写しを受領する権利を有する。（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」）

12.0 B 検体の分析に対する権利

アスリートは、自己の A 検体の分析の結果、違反が疑われる分析報告が発生した場合には、世界規程及び国際基準に定めるとおり、自己の B 検体の分析を要請する権利を有する。（世界規程第 2.1.2 項、第 6.7 項及び第 7.2 項、「結果管理に関する国際基準」、「分析機関に関する国際基準」）B 検体の分析が A 検体の結果を追認しない場合には、暫定的資格停止の対象となったアスリートは、状況が許すときには、競技大会中に後続の競技会に参加することが認められ、また、チームスポーツにおける国際競技連盟の関連規則により、チームがまだ競技会の最中にある場合には、アスリートは以降の競技会に参加することができる。（世界規程第 7.2 項及び第 7.4.5 項、並びに「結果管理に関する国際基準」）

13.0 影響を受けない、他の権利及び自由

既存の権利又は自由は、当該権利又は自由が本権利宣言に含まれず、又はその一部しか含まれていないという理由のみをもって、否定又は制限されたものと解釈されない。

14.0 適用及び地位

本権利宣言におけるいかなる内容も、世界規程又は国際基準の適用、又はこれらの文書に基づくアスリートの地位を何ら変更するものではない。

第 2 部 推奨されるアスリートの権利

第 2 部において推奨されるアスリートの権利は、アンチ・ドーピングにおいて普遍的に存在するものではなく、世界規程又は国際基準に基づく権利ではない。しかし、これらの権利は、ドーピングに対する戦い、制度上のインテグリティ、及び当該制度におけるアスリートの権利を更に強化するために、アンチ・ドーピング機関が自己の組織制度内において適用し、実施することをアスリートが奨励する権利である。

15.0 腐敗のないアンチ・ドーピング体制に対する権利

アスリートは、競技又はトレーニングの結果に影響を与える、ドーピング関連の腐敗やその他の形態のドーピング関連の結果操作から自由である、トレーニング及び競技会に参加する権利を有するべきである。

16.0 ガバナンス及び意思決定に参加する権利

アスリートは、自己が遵守する必要のあるアンチ・ドーピング規則の草案及び改定について意見を求められるべきであり、アスリートが、自己が対象となるアンチ・ドーピング機関のガバナンスにおいて発言権を有し、これに参加する権利を有するものとするのは、公正かつ正当である。

17.0 法的支援に対する権利

アスリートは、ドーピング事案における聴聞及び不服申立ての手続について、法的支援を利用する権利を有するべきである。





私たちは信じる。
正々堂々と競いあう潔さを。
相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。
まっすぐ挑戦し続ける、そこに、
自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。
さあ、すべては、私たちの中にある
フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

アンチ・ドーピングについて学ぶ → P14, P15, P16, P18, P19



最新の世界アンチ・ドーピング規程 (Code)
<https://www.playtruejapan.org/code/provision/>



アンチ・ドーピングについて学べるサイト (JADA)
<https://www.realchampion.jp/>



マンガドーピング検査手順
<https://youtu.be/UNb6-6saMAg>



スポーツの価値も含んだ各種の教育教材
https://www.playtrue2020-sp4t.jp/edu_package/materials



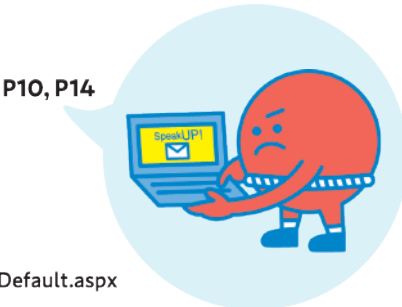
ドーピング行為を見つけたときやウワサを聞いたときの連絡先 → P10, P14



ドーピング通報窓口 (JSC)
<https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/>



WADA SpeakUp!
<https://speakup.wada-ama.org/WebPages/Public/FrontPages/Default.aspx>



自分の使う薬を確認したり、薬の利用を申請する → P10, P19

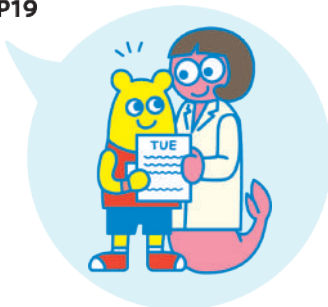


Global DRO
<https://www.globaldro.com/JP/search>



TUE (治療使用特例) について
<https://www.realchampion.jp/what/health/tue/>

アンチ・ドーピングのルールは、全世界・全スポーツの統一ルール。
最新で正確なルールを確認し、クリーンスポーツ行動の判断を自分ですることが、
理解することが、自分の権利の行使につながるよ！



クリーンスポーツに参加するみんなの権利



日本語版リーフレット (本誌)
<https://www.realchampion.jp/resources/000161.html>



動画
<https://www.realchampion.jp/resources/000205.html>



英語版のリーフレットや動画は申請を⇒閲覧・活用可能
https://playtrue2020-sp4t.jp/edu_package/

クリーンスポーツ・アクションをとろう！



アスリート・カテゴリーチェッカー
https://www.realchampion.jp/checker_category/



TUE チェッカー
https://www.realchampion.jp/checker_tue/

JADA 公式 WEB サイト



<https://www.playtruejapan.org/>

クリーンスポーツ・アスリートサイト



<https://www.realchampion.jp/>

発行：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)
スポーツ庁委託事業

Be true to sport,
Be true to yourself

